

「犯罪被害者支援弁護士制度・実務者協議会」 取りまとめ（案）

1 はじめに

国は、「犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう」に「犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する」【犯罪被害者等基本法第3条、第4条】ところ、犯罪被害者等が一日も早く被害から回復し、社会の中で再び平穏な生活を営むことができるようにするためには、弁護士による法的支援やそれに付随する支援を適切かつ速やかに実施することが重要であることに鑑み、それらの支援を特に必要とする犯罪被害者等が取り残されることなく、早期の段階から弁護士による継続的かつ包括的支援を受けられるようにするとともに、これに対する必要な経済的援助を行うことを内容とする制度（「犯罪被害者等支援弁護士制度」）の導入が求められる。

2 制度趣旨等

(1) 弁護士による早期の段階からの継続的かつ包括的支援及びこれに対する経済的援助の必要性

- 犯罪被害者等は、被害直後から、捜査機関への対応、加害者側への対応、行政機関・支援団体等による各種支援のための申請手続、生活環境整備等に追われるほか、社会的耳目を集める事案等においては報道機関等への対応が必要となる場合もある。さらに、刑事裁判や民事裁判への対応を行う場合もある。
- このように、犯罪被害者等は、被害直後から、法的手段やそれに付随する様々な対応が必要となるところ、精神的・身体的に重大な被害を被っているとき、これら全てに犯罪被害者等が自ら対応することは困難であるため、弁護士がこれらの対応を一括して行う代理人となり、犯罪被害者等の負担に配慮した切れ目のない継続的かつ包括的な支援を実現する必要性が高い。
- しかしながら、犯罪被害者等においては、その被害に起因して財産を失ったり、収入の手段が途絶えたりなどして被害後の生活環境が悪化し、上記の弁護士による継続的かつ包括的な支援を受けられるだけの経済的余裕がない場合もあることから、被害直後から上記支援を十分受けられるようにするために必要な経済的援助を行う必要性が高い。

(2) 性犯罪を議論の出発点とした上で他の犯罪も対象とする必要性

- 当協議会では、令和3年10月以降、犯罪被害者等支援弁護士制度の導入に向けた議論を重ねてきたところ、犯罪被害者等の中には、経済的要因のみならず、被害を受けたことによる精神的・身体的要因から、民事・刑事を問わず、各種手続に自らアクセスすることが困難であり、必要な法的支援やこれに付随する支援を受けられない場合があることに鑑み、こうした犯罪被害者等について、早期の段階から弁護士による継続的かつ包括的な支援を受けられるようにするとともに、これに対する必要な経済的援助を行うことで、民事・刑事等各種手続へのアクセスを十分確保し、法的側面から必要な支援等を途切れることなく受けられるようにして犯罪被害

者等の実効的な救済を図ることに、犯罪被害者等支援弁護士制度導入の意義がある。

- **性犯罪の被害者等**については、身体的被害を受けるだけでなく、精神的にも多大な負担を被ることなどにより、**自らが直接、民事・刑事等各種手続にアクセスすることが困難であり**、法的支援やこれに付随する支援を必要とする場合が多く、上記**犯罪被害者等支援弁護士制度導入の意義から同制度の適用対象とすべき必要性が類型的に高い**と認められること、捜査機関への**被害申告や取調べ、証人出廷のほか、示談交渉等の加害者側との接触・交渉等**が必要とされる場合が特に多いこと、日本弁護士連合会委託援助業務の一環として行っている犯罪被害者法律援助業務（以下「日弁連委託援助業務」という。）においても性犯罪の被害者等への支援実績が最も多く、**支援のニーズが特に高い**と認められることなどから、犯罪被害者等支援弁護士制度導入に向けた議論の出発点として、性犯罪の被害者等を念頭に置いて議論を行ってきたものである。
- もっとも、例えば、**生命・身体に対する重大犯罪の被害者等**についても、性犯罪の被害者等と同様、上記で述べた**犯罪被害者等支援弁護士制度の意義に鑑みて、同制度の支援・援助の必要性が高い場合がある**ことに加え、重大な殺傷事件の被害を受けた直後から、心身への負担が大きい中で、捜査機関による**取調べその他の刑事手続への関与、示談交渉等の加害者側との接触・交渉等**が必要とされ、さらに、社会的耳目を集める事件においては、**報道対応を含めた対外的な折衝・交渉等**をも余儀なくされる場合がある。

したがって、こうした必要性の認められる生命・身体に対する重大犯罪の被害者等についても、性犯罪の被害者等と同様、早期の段階からの弁護士による継続的かつ包括的な支援やこれに対する経済的援助を行う必要性が高いと認められ、今後、**犯罪被害者等支援弁護士制度の意義や犯罪被害者等の実情を踏まえた支援・援助の必要性等を十分考慮して、同制度の対象となる犯罪被害者等について詳細を検討**していく必要がある。

3 支援対象

(1) 対象犯罪等

ア 対象犯罪

犯罪被害者等支援弁護士制度（以下「新制度」という。）の趣旨にのっとり、支援の必要性及びこれに対する経済的援助の必要性、財政事情等を踏まえつつ、以下の他制度における対象犯罪との関係や刑法等の改正への対応も念頭に置きながら、丁寧に検討する必要がある。

○ 被害者参加対象事件との関係

被害者参加対象事件との関係では、主に以下の検討が必要である。

➤ 故意の犯罪行為により人を**死傷**させた罪（未遂罪を含む。）

傷害罪については、傷害の程度を始め事案の軽重等は様々であるため、一律に含めるのではなく一定の限定を設けることの要否・当否等を検討する必要がある。

➤ 刑法第176条から第179条まで（**強制わいせつ、強制性交等、準強制わいせつ及び準強制性交等、監護者わいせつ及び監護者性交等**）、刑法第211条（**業務上過失致死傷等**）、刑法第220条（**逮捕及び監禁**）又は刑法第224条から第227条

まで（未成年者略取及び誘拐、営利目的等略取及び誘拐、身代金目的略取等、所在国外移送目的略取及び誘拐、人身売買、被略取者等所在国外移送、被略取者引渡し等）の罪及びこれらの罪の犯罪行為を含む罪（以上の未遂罪を含む。）

性犯罪（刑法第176条から第179条まで）以外の罪を含めるか否かについては、慎重な検討が必要である。

➤ **過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱、過失運転致死傷、無免許過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱、無免許過失運転致死傷**

これらの罪を一律に含めるか否かについては、結果の重大性、保険制度との関係等を踏まえつつ、丁寧に検討する必要がある。

○ **日弁連委託援助業務対象事件との関係**

日弁連委託援助業務対象事件は、**生命、身体、自由若しくは性的自由に対する犯罪又はDV・ストーカー行為**であるところ、それらは、事案の軽重、必要とされる支援の内容、担い手となる弁護士の活動領域等は様々であるため、**いかなる犯罪を新制度の対象に含めるか否か**については、丁寧に検討する必要がある。

イ 罪名変更への対応

○ **対象罪名から対象外罪名**に変更された場合においては、**新制度の意義や支援・援助の必要性等を十分に踏まえ**、丁寧に検討する必要がある。

○ **対象外罪名から対象罪名**に変更された場合においては、**変更された時点から支援・援助を開始**すべきである。

(2) 対象者

○ 対象者は、**被害者等**（犯罪により害を被った者又はその者が死亡した場合若しくはその心身に**重大な故障**がある場合におけるその**配偶者、直系の親族**若しくは**兄弟姉妹**）【総合法律支援法第6条、刑事訴訟法第290条の2第1項柱書参照】とすべきである。

○ 内縁関係にある者を「配偶者」に、事実上の親子関係にある者を「直系の親族」にそれぞれ含めるか否かについては、基準としての明確性担保の必要性、他制度との関係等も踏まえつつ、検討する必要がある。

4 支援内容等

(1) 枠組み

○ 新制度については、**早期の段階から弁護士による継続的かつ包括的支援及びこれに対する経済的援助**を受けることができる内容とすべきである。

○ **法律相談を新制度とは別に設けるか**、それとも、**新制度に含めるか**については、「被害者等」の認定、新制度の始期の在り方等を踏まえて検討する必要がある。

(2) 支援の始期・終期

○ 新制度の**始期**は、**捜査機関が関与した時点**とすべきである。

○ 新制度の**終期**の在り方については、様々な事案を想定した上で、犯罪被害者等基本法第3条第3項（「再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間」）との関係を十分に踏まえ、**丁寧に検討**する必要がある。

○ 上記にかかわらず、**法律相談**については、**始期・終期に限定を付す必要はない**。

(3) 支援内容等

○ **日弁連委託援助業務の対象となる支援活動**は、以下のとおりであるところ、できる限り、それらを**含むもの**とすべきであるが、新制度の始期や法律相談の在り方等

を踏まえつつ、引き続き丁寧に検討する必要がある。

- 捜査機関への対応
 - ・ 被害届提出
 - ・ 告訴・告発
 - ・ 事情聴取同行
 - 加害者側への対応
 - ・ 刑事事件における和解交渉（示談交渉）
 - ・ 修復的司法（加害者側との対話）
 - 公判・審判における対応
 - ・ 証人尋問等支援
 - ・ 法廷傍聴付添い・少年審判傍聴付添い
 - ・ 少年審判状況説明聴取
 - その他
 - ・ 検察審査会申立て
 - ・ 犯罪被害者等給付金申請
 - ・ 報道機関対応
 - ・ その他犯罪被害者支援のために必要な活動
 - 上記に関わる法律相談
- **報酬の在り方**については、例えば、以下の点に十分留意した上で丁寧に制度を設計する必要がある。
- 基礎報酬・追加報酬制度とする場合において、**いかなる支援活動（の労力）を念頭に基礎報酬額を決定**するか
 - 上記と関連して、**いずれの支援活動を追加報酬（発生）の対象とするか、その額をどのように決定**するか
- **民事法律扶助制度との関係**については、支援対象、利用要件、費用負担、報酬基準等を中心に、丁寧に検討する必要がある。
- 犯罪被害者等への一体的支援の実施及び手続負担の軽減の観点から、例えば、新制度の対象となる者は、民事法律扶助制度の対象となる支援（法律相談、示談交渉、裁判手続等）を含め基本的には新制度を利用することとし、新制度の対象とならない者を民事法律扶助制度の対象とすることの要否・当否についても検討する必要がある。
- **DV等被害者法律相談援助との関係**については、新制度（又は別に設ける法律相談制度）の支援対象等を踏まえ、丁寧に検討する必要がある。
- **被害者参加人のための国選弁護制度との関係**については、新制度における公判段階での支援内容等を踏まえ、被害者等への継続的かつ包括的支援の必要性の観点から丁寧に検討する必要がある。
- なお、被害者参加人のための国選弁護制度は、被害者が刑事手続に主体的に関与できるようにするために設けた被害者参加制度の利用を実効あらしめるため、裁判所が資力の乏しい被害者等のため弁護士を選任するもので、新制度とは、その趣旨・目的、選任手続等が異なるため、それぞれ別個の制度とすることが相当である。

5 利用要件・費用負担等

(1) **利用要件**

- 一定の**資力要件を設ける**こととし、その具体的内容については、他制度との関係等も踏まえつつ、検討する必要がある。
- **その他の利用要件**の要否・内容等については、特に、未成年者や外国人に対するものを始めとして、丁寧に検討する必要がある。

(2) **費用負担等**

援助を必要とする犯罪被害者等を取り残すことがないように、他制度との関係等も踏まえつつ、**より利用しやすい費用負担の在り方**を検討する。

6 その他の主な検討事項等

(1) **他機関・団体等による支援との関係、連携の在り方等**

弁護士を中核とした、行政機関や支援団体等との連携に基づく支援体制の構築等について検討する必要がある。

(2) **担い手である弁護士の数・質の確保**

国費を投入するため、**全国均質なサービスの提供を可能にする体制・方策**について検討する必要がある。

7 今後の予定等

本協議会における取りまとめを踏まえつつ、**新制度の導入に向けた具体的な検討**を速やかに行うべきである。

以 上